

# 第4部 資料

# 財政フレームについて（平成 23 年度～ 27 年度）

## （1）財政フレームの算出の前提

- ◆歳入・歳出とも決算統計に基づく普通会計（注）の一般財源ベースでの試算となっています。
- ◆推計にあたっては、平成 21 年度決算額及び平成 22 年度決算見込額を基準とし、平成 23 年度以降の見通しを試算しています。
- ◆人口見通しが必要な場合は、「将来人口推計」で用いた数値を使用しています。
- ◆基本的に現行制度が継続するものとして試算しています。
- ◆財政フレームは、毎年度ローリングを行う実施計画の策定に併せて見直しを行っていきます。  
（注）本市において「普通会計」とは、一般会計、鶴瀬駅西口土地区画整理事業特別会計、鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計の 3 つの会計を一つにまとめたものをいいます。

## （2）歳入について

市の歳入の根幹をなす個人市民税は、景気動向や人口構成の変化などにより、61 億円程度で推移するものと見込んでいます。また、固定資産税、都市計画税についても水子地区などの市街化区域再編入の増額要因はあるものの、地価が引き続き下落傾向にあることや新築家屋件数が減少していることから、ほぼ横ばいと推計しています。普通交付税は、国の財政状況などを考えると減少していくものと見込まれます。これにより、歳入全体は、平成 23 年度の約 195 億円から平成 27 年度には 189 億円程度まで減少していくものと推計されます。

## （3）歳出について

歳出のうち、人件費については、定員適正化計画に基づく職員数の減に伴い減少していく見込みです。一方、人口推計を基にした、少子高齢化の進行などにより、医療費や介護保険への繰出金などの社会保障費の増加や扶助費が増加する見込みです。また、民間活力導入行動計画に基づく指定管理料や、職員数の減に伴う賃金などにより物件費は増加し、経常経費全体としては、平成 23 年度の約 188 億円から平成 27 年度には 185 億円程度になるものと見込んでいます。

この結果、政策的経費は、今後の景気動向や地方交付税交付額に多分に影響を受けますが、各年度約 2 億円から 7 億円と見込んでいます。このため、第 5 次基本構想・前期基本計画の推進に向けて、継続的な改善努力による行政コストの抑制などに取り組み、計画の実効性の確保に努めてまいります。

(単位：百万円、%)

区 分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
歳 入	市 税	13,506	13,703	13,543	13,575	13,610	13,487
	<対前年増減率> (%)		1.5	△ 1.2	0.2	0.3	△ 0.9
	個 人 住 民 税	6,202	6,194	6,165	6,135	6,106	6,086
			△ 0.1	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.3
	法 人 市 民 税	427	427	427	427	427	427
			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	固 定 資 産 税	5,066	5,120	5,064	5,141	5,219	5,164
			1.1	△ 1.1	1.5	1.5	△ 1.0
	都 市 計 画 税	954	991	974	984	995	978
			3.9	△ 1.7	1.1	1.1	△ 1.7
	そ の 他 税	676	781	755	731	708	686
			15.5	△ 3.2	△ 3.2	△ 3.2	△ 3.1
	地 方 特 例 交 付 金	181	190	158	157	155	146
			5.0	△ 17.1	△ 0.6	△ 0.6	△ 6.4
	地 方 交 付 税 (臨時財政対策債含む)	4,863	4,624	4,314	4,316	4,277	4,235
<対前年増減率> (%)		△ 4.9	△ 6.7	0.0	△ 0.9	△ 1.0	
地 方 譲 与 税	205	205	205	205	205	205	
<対前年増減率> (%)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
そ の 他	978	978	978	978	978	978	
<対前年増減率> (%)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
<b>一般財源合計 (A)</b>	<b>19,552</b>	<b>19,510</b>	<b>19,040</b>	<b>19,074</b>	<b>19,070</b>	<b>18,905</b>	
<b>&lt;対前年増減率&gt; (%)</b>		<b>△ 4.0</b>	<b>△ 2.4</b>	<b>0.2</b>	<b>0.0</b>	<b>△ 0.9</b>	
歳 出	人 件 費	4,991	4,803	4,702	4,582	4,405	4,257
	<対前年増減率> (%)		△ 3.8	△ 2.1	△ 2.6	△ 3.9	△ 3.3
	扶 助 費	1,811	1,851	1,868	1,885	1,904	1,923
	<対前年増減率> (%)		2.2	0.9	0.9	1.0	1.0
	公 債 費	3,160	2,996	3,077	3,003	2,928	2,812
	<対前年増減率> (%)		△ 5.2	2.7	△ 2.4	△ 2.5	△ 4.0
	物 件 費 + 維 持 補 修 費	3,196	3,235	3,247	3,276	3,316	3,350
	<対前年増減率> (%)		1.2	0.4	0.9	1.2	1.0
	補 助 費 等	3,326	3,481	3,501	3,476	3,461	3,454
	<対前年増減率> (%)		4.7	0.6	△ 0.7	△ 0.4	△ 0.2
	積 立 金・繰 出 金 等	2,355	2,419	2,482	2,546	2,610	2,674
<対前年増減率> (%)		2.7	2.6	2.6	2.5	2.4	
<b>經常的経費計 (B)</b>	<b>18,839</b>	<b>18,785</b>	<b>18,877</b>	<b>18,768</b>	<b>18,624</b>	<b>18,470</b>	
<b>&lt;対前年増減率&gt; (%)</b>		<b>△ 0.3</b>	<b>0.5</b>	<b>△ 0.6</b>	<b>△ 0.8</b>	<b>△ 0.8</b>	
収支差引 A - B (一般財源ベース)	<b>713</b>	<b>725</b>	<b>163</b>	<b>306</b>	<b>446</b>	<b>435</b>	

平成 22 年 11 月推計

## 推計の考え方

### (歳入)

区 分	内 容
市税	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆個人住民税は、給与所得の減少、及び今後の人口動向から給与所得者の減少が見込まれることなどを考慮して推計しています。</li> <li>◆法人税は、昨今の景気低迷を受け平成 19 年度をピークに減少傾向であることを考慮し、近年で最も低い水準である平成 22 年度決算見込み額を延伸して推計しています。</li> <li>◆固定資産税、都市計画税は、過去の実績及び一部地域の市街化区域への再編入など、今後のまちづくりなども考慮して推計しています。</li> <li>◆そのほか、たばこ税については税率改正の影響を、軽自動車税については近年の登録台数状況などをそれぞれ考慮して推計しています。</li> </ul>
地方交付税等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆普通交付税は、当市の交付実績及び地方交付税の原資となる国税 5 税の推移のほか、今後の国の動向などにも留意しながら推計しています。</li> <li>◆臨時財政対策債は、平成 23 年度以降も制度が継続する前提で推計しています。</li> </ul>
地方譲与税等	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆過去の交付実績などを考慮して、平成 22 年度予算を基準に推計しています。</li> </ul>

※地方交付税 地方公共団体間で行政サービスに差がでないよう、一定の基準に従って、国から地方公共団体に交付されるお金のことです。

※地方譲与税 国税として集められたお金を一定の基準に従って、地方公共団体に配分されるお金のことです。現在、富士見市では、自動車重量譲与税、地方揮発油譲与税が交付されています。

## (歳出)

区 分	内 容
人件費	◆定員適正化計画を基に実績を考慮して推計しています。
扶助費	◆平成 22 年度決算見込額を基準に、老人福祉費は 65 歳以上人口を、児童福祉費に係る扶助費は 14 歳以下の人口動向を考慮して推計しています。社会福祉費、生活保護費に係る扶助費は厚生労働省推計の「社会保障費の給付と負担の見通し」における伸び率を用いて推計しています。
公債費	◆過去の市債発行額及び今後の発行見込みを考慮して推計しています。
物件費及び維持補修費	◆過去の実績のほか、民間活力導入計画に基づく指定管理者制度導入経費や、非常勤嘱託職員の賃金の増額などを考慮して推計しています。
補助費等	◆過去の実績を考慮して推計しています。
積立金及び繰出金	◆後期高齢者医療基盤安定繰出金及び医療費負担金、介護保険特別会計繰出金については、過去の実績及び 65 歳以上、75 歳以上人口の増加を考慮して推計しています。 ◆国民健康保険特別会計繰出金や積立金は、過去の実績を考慮して推計しています。

- ※人件費 (職員給与、議員報酬など)
- ※扶助費 (生活保護費、医療、給付金など)
- ※公債費 (市の借入金の返済金)
- ※物件費 (光熱水費、消耗品、修繕費、備品購入費、賃金など)
- ※補助費等 (市が交付する補助金・負担金など)
- ※積立金 (基金へ積み立てるお金のこと)
- ※繰出金 (一般会計と特別会計、または特別会計間で支出するお金のこと)

# 富士見市基本構想審議会条例

平成元年 3 月 17 日

条例第 2 号

注 平成 18 年 12 月から改正経過を注記した。

(設置)

第 1 条 富士見市基本構想を策定するため、富士見市基本構想審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、富士見市基本構想について市長の諮問に応じ、調査及び審議をし、その結果を市長に答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 12 人をもって組織する。

2 委員は、市民及び識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(平 19 条例 38・一部改正)

(任期)

第 4 条 委員の任期は、諮問事項に係る答申の日をもって終了とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 7 条 審議会は、運営上必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(平 18 条例 40・一部改正)

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成元年 10 月 4 日条例第 16 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 3 月 29 日条例第 12 号)

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 12 月 15 日条例第 40 号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 12 月 14 日条例第 38 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

### 富士見市基本構想審議会名簿

氏 名	備 考
新井 義明	富士見市 PTA 連合会会長
市川 正三	元川越土木事務所長
市川 浩	竹ノ内工業団地協同組合代表
伊藤 悦子	福祉ボランティア
上田 威	元富士見市後期基本計画市民検討会議委員
大久保 義海	富士見市商工会会長 埼玉県商工会連合会会長
小山 健次郎	NPO 法人富士見市民大学理事長
澁谷 義衛	前富士見市副市長 [審議会会長]
清水 實	富士見市町会長連合会会長 [審議会副会長]
田中 洋子	富士見市生涯学習推進市民懇談会委員
根岸 由紀子	人権擁護委員 女子栄養大学准教授
柳田 政男	元富士見市議会議長

※敬称略 50 音順

## 富士見市基本構想審議会への諮問及び答申

富 政 第 107 号  
平成 21 年 11 月 1 日

富士見市基本構想審議会会長 様

富士見市長 星野 信吾

富士見市第 5 次基本構想について（諮問）

このことについて、富士見市基本構想審議会条例第 2 条の規定により、富士見市第 5 次基本構想について、貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 諮問事項  
富士見市第 5 次基本構想についての調査及び審議  
(関連資料及び案文等については順次提出します)
- 2 答申希望時期  
平成 22 年 10 月

平成 22 年 11 月 10 日

富士見市長 星野 信吾 様

富士見市基本構想審議会  
会 長 澁谷 義衛

富士見市第 5 次基本構想について（答申）

平成 21 年 11 月 1 日付、富政第 107 号をもって貴職より諮問のありましたこのことについて、本審議会では慎重に審議した結果、別添のとおり決定しましたので答申します。

なお、ふじみ市民会議、地域別懇談会などによる市民の意見を踏まえ、「ひととまちがキラリとかがやく市民文化交流都市 ～人と人との絆と和 地域が主役のまちづくり～」の実現に向け、本構想・基本計画を推進し、市民の期待に応えられるよう要望します。

# 富士見市基本構想策定ふじみ市民会議設置要綱

(設置)

第1条 市民との協働による富士見市第5次基本構想及び当該基本構想に基づく前期基本計画（以下「基本構想等」という。）を策定するため、富士見市基本構想策定ふじみ市民会議（以下「ふじみ市民会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ふじみ市民会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 基本構想等に係る提言を策定すること。
- (2) 基本構想等に係る提言の調査・研究に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 ふじみ市民会議は、委員40人以内で組織する。

2 委員は、知識経験を有する者、本市のまちづくりに関心のある市民等のうちから市長が委嘱する。

3 委員は無報酬とし、委員の任期は基本構想等の策定が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 ふじみ市民会議に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、ふじみ市民会議を総括する。

4 副委員長は、委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、必要に応じて会議を召集し、会議を進行する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 委員会は、次に掲げる部会を設置する。

(1) まちづくり環境・建設部会

(2) 健康福祉部会

(3) 教育文化部会

(4) 市民協働・自治・財政・行革部会

2 部会は、委員長によって指名された委員をもって組織する。

3 部会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 部会の担当する分野の調査及び研究

(2) 部会の担当する基本構想等の提言の決定に関すること。

4 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により決定する。

5 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における会議の経過及び結果を委員長に報告する。

6 部会長は、必要に応じて部会を招集し、会議を進行する。

7 部会長は、必要があると認めるときは、部会に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 ふじみ市民会議の事務局は、総合政策部政策財務課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、ふじみ市民会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

### 富士見市基本構想策定ふじみ市民会議委員名簿

部会	氏 名	備 考
まちづくり環境・建設部会	浅野 喜美雄	公募市民
	井上 幸雄	富士見市環境施策推進市民会議 (部会長)
	大梶 麻理恵	公募市民
	尾形 忠男	水谷東地域安心安全ネットワーク
	齊藤 重治	富士見市商工会
	関野 英太郎	富士見市商工会
	千種 秀信	(財) 埼玉県生態系保護協会富士見支部
	本多 明美	公募市民
	柳下 春良	富士見市農業研究団体連絡協議会
	山田 勲	設計事務所代表
	横田 貞男	富士見市商店会連合会
健康福祉部会	五十嵐 守雄	公募市民
	泉 法子	大学生
	白井 英子	NPO法人グループみずほ
	大島 玲子	富士見市ファミリー・サポート・センター
	加光 直美	富士見市民生委員児童委員協議会連合会
	加藤 久美子	公募市民
	川上 伸夫	水谷東地区社会福祉協議会 (副委員長・部会長)
	木内 一夫	富士見市身体障害者福祉会
	茶木 美代子	富士見市食生活改善推進員協議会
	星野 好孝	富士見市地域自立支援協議会
教育文化部会	阿部 一志	公募市民
	石井 智子	大学生
	岩田 仁	NPO法人ふじみの国際交流センター
	高橋 さかえ	公募市民 (部会長)
	寺島 直子	富士見市青少年育成推進員の会
	西山 ひろみ	富士見市PTA連合会
	羽石 貴裕	富士見市地域こども教室運営委員会
	深田 浩子	富士見市教育相談研究室通室生指導員
	山口 靖雄	富士見市体育協会
	横田 康男	元富士見市社会教育委員
市民協働・自治・財政・行革部会	荒田 勝代	NPO法人ふれあいTAP
	川添 生治	富士見市町会長連合会
	氣賀澤 克己	富士見市男女共同参画推進会議
	榊原 淳	元富士見市都市計画マスタープラン策定委員
	島村 昇	(社) 東入間青年会議所
	田中 栄志	公募市民
	長島 孝	富士見市行財政改革市民会議 (委員長・部会長)
	飛田和 章好	元富士見市行財政改革市民会議
	森田 昌也	富士見市体育指導委員

※敬称略

## 策定の経過

### 審議会

回数等	日時	検討・協議内容等
第1回審議会	平成21年11月1日	・委嘱 ・基本構想策定方針について ・諮問
第2回審議会	平成21年12月20日	・富士見市の現状、将来人口、財政推計、市民意識調査結果について
第3回審議会	平成22年1月26日	・第4次基本構想の取組み実績と今後の課題について
第4回審議会	平成22年2月9日	・第4次基本構想の取組み実績と今後の課題について
第5回審議会	平成22年2月22日	・第4次基本構想の取組み実績と今後の課題について
第6回審議会	平成22年3月19日	・第4次基本構想の取組み実績と今後の課題について
第7回審議会	平成22年4月26日	・第5次基本構想の骨子（たたき台）について
第8回審議会	平成22年6月2日	・第5次基本構想素案について
第9回審議会	平成22年6月18日	・第5次基本構想素案について
第10回審議会	平成22年6月28日	・第5次基本構想（土地利用構想）素案について
第11回審議会	平成22年7月23日	・第5次基本構想前期基本計画案について
第12回審議会	平成22年7月29日	・第5次基本構想前期基本計画案について
第13回審議会	平成22年8月4日	・第5次基本構想前期基本計画案について
第14回審議会	平成22年8月25日	・第5次基本構想前期基本計画案主要事業について
第15回審議会	平成22年11月5日	・第5次基本構想及び前期基本計画案に対する意見募集結果について
—	平成22年11月10日	・第5次基本構想答申

## ふじみ市民会議

回数等	日時	検討・協議内容等
第1回ふじみ市民会議 (全体会)	平成21年9月30日	・委嘱 ・基本構想策定方針について
まちづくり部会3回 健康福祉部会2回 教育文化部会2回 市民協働部会2回	平成21年11月16日 ～12月21日	・第4次基本構想の取組み実績と今後の課題について
まちづくり部会2回 健康福祉部会1回 教育文化部会2回 市民協働部会2回	平成22年1月18日 ～29日	・これまでの検討を踏まえた今後の課題整理について
第2回ふじみ市民会議 (全体会)	平成22年4月27日	・第5次基本構想の骨子(たたき台)について
第3回ふじみ市民会議 (全体会)	平成22年6月16日	・第5次基本構想素案について
まちづくり部会3回 健康福祉部会2回 教育文化部会2回 市民協働部会2回	平成22年7月6日 ～21日	・第5次基本構想前期基本計画案について
第4回ふじみ市民会議 (全体会)	平成22年9月1日	・第5次基本構想前期基本計画案について
第5回ふじみ市民会議 (全体会)	平成22年10月28日	・第5次基本構想及び前期基本計画案に対する意見募集結果について

※部会は、まちづくり環境・建設部会、健康福祉部会、教育文化部会、市民協働・自治・財政・行革部会の4つである。

※延べ開催数30回(全体会5回、部会25回)

## 庁内策定委員会及び専門部会

回数等	日時	検討・協議内容等
第1回策定委員会	平成21年6月30日	・基本構想策定方針について
まちづくり部会4回 健康福祉部会3回 教育文化部会3回 市民協働部会3回	平成21年9月30日 ～10月22日	・基本構想策定方針について ・第4次基本構想の取組み実績（中柱達成状況等）について
第2回策定委員会	平成21年12月21日	・富士見市の現状、将来人口、市民意識調査結果について
まちづくり部会2回 健康福祉部会1回 教育文化部会2回 市民協働部会2回	平成21年11月19日 ～30日	・第4次基本構想の取組み実績（大柱達成状況等）について
第3回策定委員会	平成22年1月25日	・第4次基本構想の取組み実績と今後の課題について
まちづくり部会1回 健康福祉部会1回 教育文化部会1回 市民協働部会1回	平成22年4月9日	・第5次基本構想の骨子（たたき台）について
第4回策定委員会	平成22年4月19日	・第5次基本構想の骨子（たたき台）について
まちづくり部会1回 健康福祉部会1回 教育文化部会1回 市民協働部会1回	平成22年5月27日 ～28日	・第5次基本構想素案について
第5回策定委員会	平成22年5月31日	・第5次基本構想素案について
第6回策定委員会	平成22年6月7日	・第5次基本構想素案について
第7回策定委員会	平成22年6月15日	・第5次基本構想素案について
第8回策定委員会	平成22年6月24日	・第5次基本構想（土地利用構想）素案について
まちづくり部会2回 健康福祉部会2回 教育文化部会2回 市民協働部会2回	平成22年7月1日 ～8日	・第5次基本構想前期基本計画案について
第9回策定委員会	平成22年7月22日	・第5次基本構想前期基本計画案について

回数等	日時	検討・協議内容等
第10回策定委員会	平成22年8月18日	・財政推計について ・第5次基本構想前期基本計画案主要事業について
第11回策定委員会	平成22年10月26日	・第5次基本構想及び前期基本計画案に対する意見募集結果について

※専門部会は、まちづくり環境・建設部会、健康福祉部会、教育文化部会、市民協働・自治・財政・行革部会の4つである。(ふじみ市民会議と同様)

※延べ開催数47回(策定委員会11回、専門部会36回)

### 中学生懇談会

項目	日時	検討・協議内容等
中学生まちづくり未来会議	平成22年5月15日	・富士見市の良い所、改善点、将来の富士見市について市長と懇談  ※市内5校、16人の参加

### 議会関係

項目	日時	検討・協議内容等
全員協議会	平成21年11月6日	・策定スケジュールと策定体制について
全員協議会	平成22年2月10日	・第4次基本構想の取組み実績について
全員協議会	平成22年5月20日	・第5次基本構想における主要課題等について
説明会	平成22年6月29日	・第5次基本構想素案について
説明会	平成22年7月28日	・第5次基本構想前期基本計画(案)について
説明会	平成22年8月26日	・第5次基本構想前期基本計画(案)について
説明会	平成22年11月1日	・パブリックコメントの対応について

## 説明会・懇談会等

項 目	日 時	検討・協議内容等
第 12 回市民意識調査	平成 21 年 7 月 17 日 ～ 31 日	・ 18 歳以上の市民 3,000 人を対象に実施
地域別懇談会 (鶴瀬西交流センター)	平成 22 年 2 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本構想について</li> <li>・ 人口推計、財政状況について</li> <li>・ 市民意識調査結果について</li> <li>・ 第 4 次基本構想の取組み状況について等</li> </ul> ※ 7 会場 214 人の参加
地域別懇談会 (水谷東公民館)	平成 22 年 2 月 5 日	
地域別懇談会 (水谷公民館)	平成 22 年 2 月 8 日	
地域別懇談会 (富士見市役所)	平成 22 年 2 月 9 日	
地域別懇談会 (みずほ台コミュニティ センター)	平成 22 年 2 月 10 日	
地域別懇談会 (ふじみ野交流セン ター)	平成 22 年 2 月 16 日	
地域別懇談会 (南畑公民館)	平成 22 年 2 月 24 日	
分野別懇談会 【教育文化】 (みずほ台コミュニティ センター)	平成 22 年 5 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本構想について</li> <li>・ 市民意識調査結果について</li> <li>・ 第 4 次基本構想の取組み実績と課題について 等</li> </ul> ※ 3 会場 105 人の参加
分野別懇談会 【健康福祉】 (鶴瀬西交流センター)	平成 22 年 5 月 13 日	
分野別懇談会 【まちづくり環境】 (南畑公民館)	平成 22 年 5 月 14 日	
パブリックコメントの 実施	平成 22 年 9 月 8 日 ～ 10 月 8 日	・ 第 5 次基本構想及び前期基本計画案について ※ 33 件の意見

項 目	日 時	検討・協議内容等
地域説明会 (みずほ台コミュニティセンター)	平成 22 年 9 月 27 日	<p>・第 5 次基本構想及び前期基本計画案について</p> <p>※ 7 会場 236 人の参加</p>
地域説明会 (鶴瀬コミュニティセンター)	平成 22 年 9 月 28 日	
地域説明会 (南畑公民館)	平成 22 年 9 月 29 日	
地域説明会 (水谷東公民館)	平成 22 年 9 月 30 日	
地域説明会 (ふじみ野交流センター)	平成 22 年 10 月 3 日	
地域説明会 (水谷公民館)	平成 22 年 10 月 5 日	
地域説明会 (鶴瀬西交流センター)	平成 22 年 10 月 7 日	

# 富士見市総合計画

## 第5次基本構想・前期基本計画

発行 平成23年(2011年)4月発行

富士見市

〒354-8511

埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1

TEL 049-251-2711(代表)

編集 総合政策部 政策企画課